

寄付金に対する税制上の優遇措置について

学校法人清泉女学院
清泉女学院大学
清泉女学院短期大学
長野清泉女学院中学・高等学校
清泉女学院中学高等学校
清泉小学校
清泉インターナショナル学園

学校法人清泉女学院への寄付金は、税制上の優遇措置として税額控除または所得控除が受けられます。

神奈川県にお住まいの方が、清泉女学院中学高等学校、清泉小学校に寄付される場合、長野県にお住まいの方が、清泉女学院大学、清泉女学院短期大学、長野清泉女学院中学・高等学校に寄付される場合、個人住民税のうち県民税の寄付金税額控除の適用があります。

なお、個人住民税のうち市民税につきましてはお住まいの市町村の条例により異なりますので、詳しくはお住まいの各市町村にお問い合わせください。

	税 額 控 除	所 得 控 除
計算式	$(\text{寄付金額}^{\ast 1} - 2,000 \text{円}) \times 40\% = \text{控除額}^{\ast 2}$ <small>※1 年間の寄付金合計額が年間の総所得金額等の40%を超える場合は、40%に相当する額が限度となります。 ※2 控除額は所得税額の25%が限度となります。</small>	$(\text{寄付金額}^{\ast 3} - 2,000 \text{円})$ が寄付金控除として課税所得金額から控除されます。 <small>※3 年間の寄付金合計額が年間の総所得金額等の40%を超える場合は、40%に相当する額が限度となります。</small>

〔課税所得金額が 500 万円(所得税率 20%)の場合〕の計算例		
1万円を 寄付した 場合	$(10,000 \text{円} - 2,000 \text{円}) \times 40\% = 3,200 \text{円}$ ⇒ 3,200 円 の税額控除 <small>ただし、所得税額の25%が控除額の限度です。</small>	$(10,000 \text{円} - 2,000 \text{円}) \times 20\%^{\ast} = 1,600 \text{円}$ ⇒ 1,600 円 の減税 <small>※ 所得税率は年間の課税所得金額により異なります。</small>
10万円を 寄付した 場合	$(100,000 \text{円} - 2,000 \text{円}) \times 40\% = 39,200 \text{円}$ ⇒ 39,200 円 の税額控除 ^{※2} <small>ただし、所得税額の25%が控除額の限度です。</small>	$(100,000 \text{円} - 2,000 \text{円}) \times 20\%^{\ast} = 19,600 \text{円}$ ⇒ 19,600 円 の減税 <small>※ 所得税率は年間の課税所得金額により異なります。</small>
20万円を 寄付した 場合	$(200,000 \text{円} - 2,000 \text{円}) \times 40\% = 79,200 \text{円}$ ⇒ 79,200 円 の税額控除 <small>ただし、所得税額の25%が控除額の限度です。</small>	$(200,000 \text{円} - 2,000 \text{円}) \times 20\%^{\ast} = 39,600 \text{円}$ ⇒ 39,600 円 の減税 <small>※ 所得税率は年間の課税所得金額により異なります。</small>

※上記例以外については、裏面をご参照ください。

申告に必要な書類	1. 清泉女学院の寄付金領収書 (振替払込請求書兼受領証) 2. 税額控除に係る証明書(写)	1. 清泉女学院の寄付金領収書 (振替払込請求書兼受領証) 2. 特定公益増進法人証明書(写)
-----------------	--	---

本税制上の優遇が適用されるためには、税額控除または所得控除いずれかを選択し確定申告を行う必要があります。

一般に所得控除よりも税額控除の方が減税効果は大きいですが、所得税率が高い場合、寄付金額が大きい場合には所得控除の方が有利になる場合があります。

■減税額（還付金額）の目安

（単位：円）

		寄付金額							
		10,000		20,000		50,000		100,000	
		税額控除	所得控除	税額控除	所得控除	税額控除	所得控除	税額控除	所得控除
課税所得	2,000,000	3,200	800	7,200	1,800	19,200	4,800	25,625	9,800
	3,000,000	3,200	800	7,200	1,800	19,200	4,800	39,200	9,800
	4,000,000	3,200	1,600	7,200	3,600	19,200	9,600	39,200	19,600
	5,000,000	3,200	1,600	7,200	3,600	19,200	9,600	39,200	19,600
	6,000,000	3,200	1,600	7,200	3,600	19,200	9,600	39,200	19,600
	7,000,000	3,200	1,840	7,200	4,140	19,200	11,040	39,200	22,540
	8,000,000	3,200	1,840	7,200	4,140	19,200	11,040	39,200	22,540
	9,000,000	3,200	1,840	7,200	4,140	19,200	11,040	39,200	22,540
	10,000,000	3,200	2,640	7,200	5,940	19,200	15,840	39,200	32,340
	15,000,000	3,200	2,640	7,200	5,940	19,200	15,840	39,200	32,340
	20,000,000	3,200	3,200	7,200	7,200	19,200	19,200	39,200	39,200

		寄付金額							
		200,000		500,000		1,000,000		2,000,000	
		税額控除	所得控除	税額控除	所得控除	税額控除	所得控除	税額控除	所得控除
課税所得	2,000,000	25,625	19,800	25,625	49,800	25,625	79,800	25,625	79,800
	3,000,000	50,625	19,800	50,625	49,800	50,625	99,800	50,625	119,800
	4,000,000	79,200	39,600	93,125	99,600	93,125	199,600	93,125	319,600
	5,000,000	79,200	39,600	143,125	99,600	143,125	199,600	143,125	399,600
	6,000,000	79,200	39,600	193,125	99,600	193,125	199,600	193,125	399,600
	7,000,000	79,200	45,540	199,200	114,540	243,500	229,540	243,500	459,540
	8,000,000	79,200	45,540	199,200	114,540	301,000	229,540	301,000	459,540
	9,000,000	79,200	45,540	199,200	114,540	358,500	229,540	358,500	459,540
	10,000,000	79,200	65,340	199,200	164,340	399,200	329,340	441,000	659,340
	15,000,000	79,200	65,340	199,200	164,340	399,200	329,340	799,200	659,340
	20,000,000	79,200	79,200	199,200	199,200	399,200	399,200	799,200	799,200

- ・ 所得税の税率は平成27年4月1日現在の法令に基づき算出しています。
- ・ 減税額（還付金額）は、個人の所得、各種控除額により異なりますので、上記「減税額（還付金額）の目安」はあくまで参考資料としてご覧ください。